

別紙

審 査 基 準

愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号。以下「条例」という。)に基づく処分に係る愛知県行政手続条例(平成7年愛知県条例第28号)第5条第1項の規定による審査基準については次のとおりとする。

- 1 条例第11条第1項の規定に基づく開示する旨の決定は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されていない場合
 - (2) 開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。
 - (3) 開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に当該行政文書を開示する必要があるとき。
- 2 条例第11条第2項の規定に基づく開示しない旨の決定は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求書の記載に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することが可能と認められる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。
 - (2) 開示請求に係る行政文書を管理していない場合(開示請求の対象が条例第2条第2項に規定する行政文書に該当しない場合を含む。)
 - (3) 開示請求に係る行政文書に記録されている情報が全て不開示情報に該当する場合
 - (4) 開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分と他の部分とを容易に区分して除くことができないとき。
 - (5) 開示請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで、不開示情報を開示することになる場合
 - (6) 開示請求に係る行政文書が、条例第18条及び第29条の規定により、開示請求できないものである場合
 - (7) 開示請求に係る行政文書が、条例附則第7項の規定により、条例第2章の規定の適用を受けないものである場合
 - (8) 開示請求が権利の濫用であると認められる場合
- 3 1及び2の判断に当たっては、行政文書に該当するかどうかの判断は別添「行政文書該当性の判断基準」に、開示請求に係る行政文書に記録されてい

る情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は別添「不開示情報該当性の判断基準」に、部分開示をすべきかどうかの判断は別添「部分開示に関する判断基準」に、公益上の理由による裁量的開示をすべきかどうかの判断は別添「公益上の理由による裁量的開示に関する判断基準」に、行政文書の存在を明らかにせず不開示請求を拒否すべきかどうかの判断は別添「行政文書の存否に関する情報に関する判断基準」に、それぞれよる。

行政文書該当性の判断基準(条例第2条第2項関係)

開示請求の対象が条例第2条第2項に規定する「行政文書」に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「実施機関の職員」とは、実施機関の職務上の指揮監督権限に服する全ての職員(臨時雇用職員等を含む。)をいう。また、実施機関の附属機関の委員も含まれる。

県が設立した地方独立行政法人にあっては、理事長、理事等の役員を含むものである。

- 2 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した場合をいい、職務に関連して職員が個人的に作成し、又は取得した備忘的メモ、参考資料等は除く。

職務には、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により、実施機関が委任を受け、又は補助執行として処理している事務が含まれる。

なお、職員が地方公務員等共済組合法第18条などの規定により、他の法人その他の団体の事務に従事している場合の当該事務は、ここでいう職務に当たらない。

- 3 「文書」とは、紙に文字で表示されたもので、具体的には、起案文書、供覧文書のほか、台帳、カード類、刊行物等をいう。

「図画」とは、紙に記号、線等の象形を用いて表現されたもので、具体的には、地図、図面、ポスター、写真(印画紙に焼き付けたもの)、スライド、マイクロフィルム等をいう。

「電磁的記録」とは、電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいい、具体的には、磁気テープ(録音テープ、ビデオテープ等)、磁気ディスク(フロッピーディスク等)、光ディスク(コンパクトディスク)等をいう。

電子計算機による情報処理のためのプログラムについても、ただし書に該当するものを除き、「電磁的記録」に該当する。

また、「電磁的記録」には、ディスプレイに情報を表示するため一時的にメモリに蓄積される情報や、ハードディスク上に一時的に生成される情報は含まれない。

- 4 「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において事務上必要なものとして利用・保存されている状態のものをいう。したがって、職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は、これに当たらない。

また、「実施機関が管理しているもの」とは、それぞれの実施機関の行政

文書の管理に関する定め(公安委員会の場合は愛知県公安委員会行政文書管理規程、警察本部長の場合は愛知県警察行政文書管理規程)に従って管理している行政文書をいう。

- 5 作成又は取得された文書が、どのような状態にあれば組織的に用いるものと言えるかについては、①文書の作成又は取得の状況(職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に課長又は地方機関の長等の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか)、②当該文書の利用の状況(業務上必要として他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか)、③保存又は廃棄の状況(専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか)などを総合的に考慮して実質的な判断を行うこととなる。

また、どの段階から組織としての共用の実質を備えた状態になるかについては、当該組織における文書の利用又は保存の実態により判断されることとなるが、例えば、①決裁を要するものについては起案文書が作成され、回議に付された時点、②会議に提出した時点、③申請書等が実施機関の事務所に到達した時、④組織として管理している職員共用の保存場所に保存した時点等が一つの目安となる。

- 6 「図書館その他これに類する施設」(第1号)とは、文書、図画等を一般の利用に供することを事務事業として行っている施設をいい、公の施設であると事務所であるとを問わない(建物の一部に閲覧コーナー等の区画を設けているものを含む。)。具体的には、知事が管理する行政文書の開示等に関する規則(以下「知事規則」という。)第2条で定める施設をいう。
- 7 「県民の利用に供することを目的として管理されているもの」(第1号)とは、図書館等の施設において、専ら一般の利用のために管理されている文書、図画等をいう。したがって、これらの施設で管理されている文書、図画等であっても、一般の利用を前提としていない、行政事務のために作成し、又は取得したものはこれに含まれず、この条例の適用があるものである。
- 8 「不特定多数の者に販売することを目的として発行されているもの」は、紙媒体のものに限るものではなく、インターネット上で不特定多数の者への有償頒布を目的として発行される新聞、雑誌、書籍等も含まれる。

なお、実施機関が公表資料等の情報提供を行っているものについては、「不特定多数の者に販売することを目的として発行されているもの」に該当せず、開示請求の対象となる。これは、このような情報提供については、その内容、期間、方法等が実施機関の裁量に委ねられており、例えば、特定の期間や地域に限って提供されるものがあることから、一律に対象から除くことは適当ではないからである。

- 9 条例附則第7項において、平成13年4月1日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した行政文書で、当該実施機関が管理しているものについては、条例の第2章の規定は、適用しないこととされている。

不開示情報該当性の判断基準(条例第7条関係)

開示請求に係る行政文書に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

なお、不開示情報の該当性は、開示請求者の属性等にかかわらず、当該開示請求の対象となった情報の内容によってのみ判断するものであり、不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。

また、愛知県情報公開条例の一部を改正する条例(平成14年愛知県条例第23号)による改正部分は、同条例附則第2項の規定により、同条例の施行の日以後に実施機関の職員が作成又は取得した行政文書について適用される。

第1 法令秘等情報(条例第7条第1号)該当性について

- 1 「法令若しくは条例」とは、法律、政令、省令等及び他の条例をいう。
- 2 「実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある主務大臣その他国の行政機関の指示」とは、法定受託事務における国の行政機関が行う指示等、実施機関が従う義務のある開示してはならない旨の具体的指示をいう。
- 3 「公にすることができないと認められる情報」とは、法令等の規定で明らかに開示できない旨定められている情報のほか、当該法令等の趣旨、目的から開示できないと認められる情報をいう。本号に該当する情報を分類すると、次のとおりである。
 - (1) 明文の規定により、閲覧又は写しの交付が禁止されているもの
 - (2) 他目的使用が禁止されているもの
 - (3) 個別法により、守秘義務が課せられているもの
 - (4) その他法令等の趣旨、目的から、公にすることができないと認められるもの

第2 個人情報(条例第7条第2号)該当性について

- 1 「個人に関する情報」とは、信条(思想及び信教を含む。)、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいう。

なお、死者に関する情報についても、本号の対象となるものである。

- 2 「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」とは、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、その性質上、法人等の事業活動に関する情報と同様に、条例第7条第3号で開示・不開示の判断を行うこととし、本号の対象から除外するものである。ただし、事業を営む個人の情報であっても、事業とは関係のない情報は、本号の対象となるものである。

- 3 「文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう」とは、「記述等」の内容を明確にしたものであり、指紋、筆跡、ビデオの映像、録音テープの音声、モールス信号の音、手話の動作で表示される場合も含まれる。
- 4 「(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報となる趣旨である。
また、照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の同僚、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はない。
なお、照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要となる。
- 5 識別可能性の判断に当たっては、厳密には特定の個人を識別することができる情報ではないが、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個人に不利益を及ぼすおそれがある場合があり得る。このように、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合がある。
- 6 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、特定の個人が識別されない情報であって、公にすることにより、人格的・財産的な権利利益等個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。例えば、匿名の未発表の研究論文のほか、氏名を伏せたカルテや反省文等がこれに該当する。これらは、内容によっては個人の人格に密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な権利利益を害するおそれがあり、仮に特定の個人が識別されないとしても、なお保護する必要性があることから、不開示情報としたものである。
- 7 ただし書イは、法令等の定めや慣行により公にされ、又は公にされることが予定されている情報は、一般に公表を予定されている情報であり、公にしても社会通念上個人のプライバシー等の権利利益を害するおそれがなく、仮に害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲にとどまると考えられるので、例外的に開示することとしたものである。
- 8 「法令若しくは条例」(ただし書イ)とは、条例第7条第1号にいう「法令若しくは条例」と同義である。
- 9 「法令若しくは条例の定めるところにより…公にされ、又は公にするこ

とが予定されている情報」(ただし書イ)とは、法令等により、何人でも閲覧をすることができるものと定められている情報をいい、閲覧等に当たって有料であると無料であるとを問わない。ただし、利害関係人等に限って閲覧が認められている情報や請求の目的等によって閲覧が制限されている情報は含まない。

また、積極的に公示、公表等が行われる場合のほか、県民等の求めに応じて提供する取扱いがされている場合を含む。

10 犯罪事件等で被疑者(被告人)や被害者の個人に関する情報が広報・報道されている場合の取扱いは、次のとおりである。

(1) 被疑者(被告人)の個人に関する情報が検挙時に広報されていても、開示決定の時点において氏名、住所等個人を特定する情報(以下「氏名等」という。)が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合を除き、氏名等を部分的に不開示とし、個人が特定できない形で開示する。

被疑者(被告人)の氏名等が開示決定の時点において慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合とは、次に掲げる場合等が考えられる。この場合については、広報の範囲内で被疑者の個人に関する情報を開示する。

ア 警察白書等警察が発行する公刊物等において被疑者の氏名等を記載している場合

イ 被疑者(被告人)の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

ウ 開示請求から開示決定までの間において、マスコミにおいて頻繁に被疑者(被告人)が特定される内容の報道がされている場合

(2) 被害者の個人に関する情報については、広報・報道されている場合であっても、原則として不開示とする。ただし、次に掲げる場合等個人に関する情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合については、広報の範囲内で例外的に開示する。

ア 県民からの情報提供を求めるため被害者の氏名等を含めた事件の広報を継続している場合

イ 被害者の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

(3) 上記(1)及び(2)のただし書における個人に関する情報の例外的開示に当たっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう慎重に判断を行うこととする。

11 ただし書ロは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが、不開示とすることによって保護される利益に優越して必要であると認められる情報は、例外的に開示することとしたものである。

12 「公にすることが必要であると認められる」(ただし書ロ)とは、不開示

とすることにより保護される利益と開示することにより保護される人の生命、健康、生活又は財産を比較衡量し、後者が優越する場合をいう。

この比較衡量は、個人に関する情報には個人的な性格が強いものから社会的性格が強いものまで様々なものがあること、人の生命、健康等と生活及び財産とでは公にすることにより保護される利益の程度に相当の差があることを踏まえた上で行うものとする。この際、特に個人の人格的な権利利益の保護に欠けることがないよう十分配慮するものとする。

13 ただし書ハは、公務員等の職務遂行に係る情報は、行政事務に関する情報であるとともに、当該公務員等の個人に関する情報であるが、この条例の目的を実現するために、これを例外的に開示することとしたものである。

14 「公務員等」(ただし書ハ)とは、国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。また、国家公務員及び地方公務員は、一般職であるか特別職であるか、常勤であるか非常勤であるかを問わない。

15 「職務の遂行に関する情報」(ただし書ハ)とは、公務員等が職に応じて、その担当する事務事業を執行するに当たって記録された情報をいい、公務員等個人の私的な情報等は含まれない。

16 「公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合」(ただし書ハ)とは、私生活においても個人を識別する基本的な情報として一般に用いられている公務員等の氏名を公にすることにより、当該公務員等の私生活等に影響を及ぼす可能性がある場合をいう。この場合、「不当」であるかどうかは、当該公務員等の職務遂行の内容等に照らし判断するものである。

なお、公務員等の職に関する情報は、行政事務に関する情報としてはその職務行為に関する情報と不可分の要素であることから、仮に特定の公務員等を識別し得る場合であっても、開示の対象となることに留意する必要がある。

17 「当該公務員等が規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く」とは、警察職員のうち一定の職にある者については、その職務の特殊性から、氏名を公にすることにより、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼす可能性が高いことから、氏名を開示の対象としないこととしたものである。

なお、氏名を不開示扱いとする警察職員の範囲は、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員である(知事規則第3条の2参照)。

18 ただし書ニは、個人の権利利益の保護には最大限の配慮が必要であるが、予算の執行の内容に係る情報には、この条例の目的に照らし、公にすることが特に必要と認められるものがあることから、これらの情報については例外的に開示することとしたものである。

19 「実施機関の規則…で定める情報」(ただし書ニ)としたのは、不特定多数のものに通知するとともに、社会情勢の変化等に迅速・的確に対応する必要があるためである。

愛知県公安委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則(平成13年愛知県公安委員会規則第7号)及び愛知県警察本部長が管理する行政文書の開示に関する規則(平成13年愛知県公安委員会規則第8号)の内容及びその考え方は次のとおりである。

(1) 対象とする情報

ア 交際費の支出を伴う交際の相手方の役職及び氏名並びに予算執行の内容。ただし、個人の権利利益を不当に害するおそれがある次のような場合には、役職及び氏名については開示しない。

(ア) 病氣見舞い等相手方のプライバシーに特段の配慮が必要と認められる場合

(イ) その他(ア)に掲げる場合に類する場合

イ 需用費のうち飲食に係る経費の支出を伴う会議、研修会、説明会、懇談会及び式典並びに協議、交渉、意見交換、情報収集等に関する情報のうち、出席者又は相手方(以下「出席者」という。)の役職及び氏名並びに予算執行の内容。ただし、個人の権利利益を不当に害するおそれがある次のような場合には、役職及び氏名については開示しない。

(ア) 出席者個人が特定されることで、一般に個人が他人に知られたいと望むことが正当と認められるもの(信条(思想及び信教を含む。)、心身の状況、学歴、職歴、収入の状況等)が明らかになる場合

(イ) 出席者の職業や地域社会での立場又は私生活において、利益、信用等を不当に害するおそれがある場合又は出席者の私生活の平穩が害されるおそれがある場合

(ウ) その他(ア)及び(イ)に掲げる場合に類する場合

(2) 対象とする行政文書

ア 交際費

支出金調書、資金前渡金精算書・領収書・支払証明書等、現金出納簿等

イ 需用費のうち飲食に係る経費

予算執行書、支出金調書・請求書等

第3 事業活動情報(条例第7条第3号)該当性について

1 「法人その他の団体」とは、営利法人、公益法人、独立行政法人、特殊法人、公共組合等の法人並びに自治会、商店会、消費者団体、政治団体等であって法人格はないが団体の規約及び代表者の定めがあるものをいう。

2 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、公共性が高く、法律によりその保有する情報の公開を推進すべきものとされ

ていることから、本号の法人の範囲から除外し、これらに係る情報については条例第7条第4号以下に規定するものである。

- 3 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業のほか、農業、林業等を営む個人をいう。
- 4 「事業に関する情報」とは、営利を目的とすると否とを問わず、事業活動から生ずる全ての情報をいう。したがって、事業を営む個人の当該事業とは関係のない個人に係る情報は、本号に該当せず、条例第7条第2号の対象となる。
- 5 「公にすることが必要であると認められる」（ただし書）とは、不開示とすることにより保護される利益と開示とすることにより保護される人の生命、健康、生活又は財産を比較衡量し、後者が優越する場合をいう。事業者の事業活動によって生ずる人の生命、健康、生活又は財産に対する危害又は支障が現実発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合において、当該事業活動に関する情報の開示がその危害若しくは支障を排除し、拡大を予防し、又は発生を予防するために必要な場合がこれに相当する。比較衡量に当たっては、開示とすることにより保護される利益の性質及び内容を十分踏まえることとする。
- 6 「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（イ）とは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報や、結社の自由を保障し、組織秩序を維持するため社会通念上、団体内部事項とされる情報のように、公にすることにより団体の自治に対する不当な干渉となる情報等、必ずしも競争上の概念で捉えられないものを含む。「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の有無は、当該事業者と県との関係、その活動に対する憲法上の権利の保護の必要性等、それぞれの事業者及び情報の性格に応じて、的確に判断するものとする。
- 7 「公にしないとの条件」（ロ）とは、提供者が不開示を条件とし実施機関がその条件を了解した場合のほか、実施機関が不開示を条件として収集した場合を含む。公にしないとの条件は、原則として、調査票、協議書等の書面に、「他の目的に使用しない」、「公開しない」等の記載のあるもの、その他提供を受けるとき、提供者から公にしない旨の条件が付されたものをいう。なお、「条件」の前提として、「実施機関の要請」が前提となっていることに留意する必要がある。

なお、「公にしないとの条件」には、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。
- 8 「任意に提供されたもの」（ロ）とは、法令等の根拠に基づかず、相手方の協力等により実施機関に提供された情報をいう。

- 9 「当該条件を付することが…合理的であると認められる」(ロ)とは、情報の性質、当時の状況のほか、県と事業者との関係等を考慮して、条件を付すことが常識的にも理解できる場合に限られる。
- 10 「当時の状況等」(ロ)とは、公にしないとの条件を付すことの合理性の判断は、原則として、条件が付された当時の状況により行うものであるが、必要に応じてその後の事情の変化を考慮するとの趣旨である。したがって、公にしないとの条件で任意に提供された情報であっても、その後、提供者が公にしたもの、公にすることについて提供者の承諾が得られたものについては、当該条件が解除されたものとみなすものである。

第4 犯罪捜査等情報(条例第7条第4号)該当性について

- 1 本号は、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨である。したがって、個人テロ等の不法な侵害行為からの人の生命、身体等の保護に関する情報は本号の対象であるが、風俗営業等の許認可、感染症予防、衛生監視等のいわゆる行政警察に関する情報は、本号の対象ではなく、条例第7条第6号により開示・不開示が判断されることとなる。
- 2 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、健全な社会生活その他の公共の安全と秩序を維持するために必要な警察活動等をいう。
- 3 「支障を及ぼすおそれがある」とは、人の生命、身体、財産等の保護が図られなくなったり、警察活動等が阻害され、又は適正に執行できなくなる可能性がある場合をいう。
- 4 「実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、司法の場においては、実施機関の一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内であるかどうかを審査・判断するものであることを示すものである。これは、本号に係る情報の性質上、開示・不開示の判断に、犯罪等に関する専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められるためである。
- 5 本号に該当すると思われる代表的な類型は、次のとおりである。
- (1) 現に捜査(暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。)中の事件に関する情報で、公にすることにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - (2) 公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で公にすることにより当該活動に支障を生じるおそれがあるもの
 - (3) 公にすることにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報
 - (4) 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより

将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれのあるもの

- (5) 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の犯行を容易にし、又は、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの
- (6) 犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、公にすることにより当該手口、技術等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの
- (7) 犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、公にすることにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのある情報
- (8) 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、公にすることにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれのある情報

6 行政法規違反の捜査等に関する情報の取扱いは、次のとおりである。

風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は、本号の対象にならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ本号の対象から除外されるものではなく、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反事件や道路交通法違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある情報や、これらの犯罪を容易にするおそれがある情報であれば、本号の対象となる。

7 警備実施等に関する情報の取扱いは、次のとおりである。

警衛若しくは警護又は治安警備(災害警備及び雑踏警備を除く警備実施をいう。)(以下「警備実施等」という。)については、従事する警察職員の数及び配置、通信に関する情報、警備実施等のために態勢を構築した時期及びその期間に関する情報は、これを公にすることにより、警察の対処能力が明らかになり、要人に対してテロ行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた措置をとるなどにより警備実施等に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し不開示となる。

これらの情報は、当該警備実施等の終了後であっても、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析することにより、将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、将来の警備実施等業務に支障を及ぼすおそれがある場合には、不開示となる。

なお、サミット警備に従事する延べ人数等広報された情報は、開示する。

8 犯罪捜査等に係る旅費及び捜査費の取扱いは、次のとおりである。

- (1) 旅費の支出に関する会計文書については、個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれがないと認められるものは開示する。ただし、個人情報

に該当する部分を除く。

なお、旅費の開示・不開示を検討するに当たっては、旅費の予算科目の別に応じて一律に判断するのではなく、個々の旅行の目的・実態等に照らし、公にすることにより、個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれがあるか否かによって判断しなければならない。

- (2) 捜査費の個別の執行に係るものは、情報提供者等の捜査協力者が特定されて危害が加えられ、又は今後の協力が得られなくなるおそれがあること、捜査の手法等が明らかになり、今後の捜査活動に支障を及ぼすおそれがあること等から、原則としてすべて不開示（職員氏名、支払相手方、支払年月日、支払事由、支払金額等）とする。

捜査費の支出額に係るものは、愛知県警察全体の年度別・月別の総額及び所属別の年度額については開示する。

なお、所属別の月別合計額は、公にすることにより、捜査活動に支障を及ぼすおそれがないと認められるものは開示する。

第5 審議等情報(条例第7条第5号)該当性について

- 1 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に直接使用された情報のほか、これらに関連して県の機関、国等が作成し、又は取得した情報をいう。
- 2 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。
- 3 「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- 4 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、3と同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- 5 予想される支障が「不当」なものであるかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示とすることによる利益とを比較衡量して行うものである。
- 6 審議等に関する情報については、実施機関としての意思決定が行われた

後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、県民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、本号に該当し得る。

第6 行政運営情報(条例第7条第6号)該当性について

- 1 「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業」とは、イからホに例示した事務事業のほか、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う一切の事務事業をいう。
- 2 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」であるかどうかの判断は、公益的な開示の必要性等種々の利益を比較衡量して行うものである。判断に当たっては、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、かつ、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されることに留意する必要がある。
- 3 監査、交渉、試験その他同種のもものが反復されるような性質の事務事業にあつては、ある個別の事務事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務事業の適正な遂行に支障を生ずることがあり得るが、これも、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」場合に該当する。
- 4 イからホに掲げた事務事業ごとの支障は、行政機関等に共通的に見られる事務事業に関し、容易に想定されるものを例示したものであるので、個別の事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、本号に該当する。

部分開示に関する判断基準(条例第8条関係)

開示請求に係る行政文書について、部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「容易に区分して除くことができるとき」(第1項)とは、条例第7条各号に該当する不開示情報が記録されている部分を区分して除くことが物理的・技術的に困難でなく、かつ、時間、経費等から判断して容易である場合をいう。
- 2 録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発

言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに不開示情報が含まれている場合や、録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合などでは、不開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。

- 3 電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。
- 4 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」（第1項）とは、不開示情報が記録されている部分を区分して除いた残りの部分が、無意味な文字、数字の羅列となる場合等をいい、社会通念に照らして客観的に判断するものとする。
- 5 「氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等」（第2項）には、条例第7条第2号に規定する「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」が含まれる。
- 6 「公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」（第2項）とは、公にしても、人格的・財産的な権利利益等個人の権利利益を害するおそれがない場合をいう。したがって、個人の未発表の研究論文、研究計画等の財産権に関する情報や、カルテ、反省文等個人の人格と密接に関連する情報は、特定の個人を識別することができる部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、部分開示することにはならない。

公益上の理由による裁量的開示に関する判断基準(条例第9条関係)

公益上の理由による裁量的開示を行うかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「第7条第1号の情報を除く」とは、法令等の定め又は法的拘束力のある国からの指示により、公にすることができない情報については、実施機関が裁量的に開示できないことを確認的に規定したものである。
- 2 不開示情報は、人の生命、健康等を保護するために公にすることが必要なものを除くなどの比較衡量を行った上でなお不開示とすることの必要性が認められる情報であることから、「公益上特に必要があると認める」かどうかの判断に当たっては、個々の不開示情報の規定による保護利益の性質及び内容を考慮し、これを不当に害することのないようにするものとする。

行政文書の存否に関する情報に関する判断基準(条例第10条関係)

開示請求に対し、行政文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否す

べき場合に当たるかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第7条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいい、例えば、個人を特定した病歴情報や特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する開示請求に対して不開示又は不存在の回答をすることにより、当該個人の病歴情報の存否や試験問題の出題分野を明らかにしてしまう場合などがこれに当たる。
- 2 開示請求に係る行政文書が存在しない場合であっても、本条の適用があることに留意する必要がある。
- 3 「当該開示請求を拒否すること」は、条例第11条第2項の規定に基づき「開示をしない旨の決定」をすることにより行う。